

民事訴訟法

設問 1

1) 訴訟物とは、原告の被告に対する特定の権利関係の存否の主張だから、前訴の訴訟物：XのYに対する α の所有権／後訴の訴訟物：XのYに対する α の所有権。一見して訴訟物は同一なので、前訴判決の既判力により後訴は遮断されるようだが、そうはならない。

2) そもそも、前訴でXの請求は全部認容されているのであるから、同一請求の後訴を提起することには、訴えの利益が認められない。確認の訴えは、原告の権利に危険・不安が現存し、かつ、その危険・不安を除去する方法として、原告被告間で訴訟物たる権利関係の存否を確定することが有効・適切である場合に認められる。かような紛争の成熟性（即時確定の必要性）がなければ、確認の訴えの利益はないからである。

その際、訴えの利益は職権調査事項だから、裁判所は、被告Yの抗弁を待つまでもなく、後訴を不適法却下すべき。

設問 2

1) 訴訟物とは、原告の被告に対する特定の権利関係の存否の主張だから、前訴の訴訟物：XのYに対する α の所有権。そして、請求棄却判決だから、既判力が生じるのは、「 α につきXの所有権が不存在」との判断。

一方、後訴の訴訟物：XのYに対する所有権に基づく α の明渡請求権。請求の趣旨が異なるので訴訟物は別個だが、後訴の請求原因は、 α についてのXの所有権の存在。しかし、この点については、前訴でその不存在が確定。

2) つまり、前訴の訴訟物が後訴の訴訟物の先決関係（前提問題）となっている。したがって、後訴裁判所としては、前訴判決の既判力の拘束を受け、Xは α の所有権を有さないことを踏まえて判決する。ただし、前訴の既判力は、その基準時の時点での訴訟物たる権利関係の存否の判断に生じるものだから、基準時後に、たとえばXが α の所有権を取得したといった新事由があれば、かかる事由を加味して後訴裁判所は判断することになる。

したがって、前訴基準時後の新事由がない限り、後訴請求は、前訴判決の既判力により、請求棄却となる。

設問 3

1) 訴訟物とは、原告の被告に対する特定の権利関係の存否の主張だから、前訴の訴訟物：XのYに対する所有権に基づく α の明渡請求権。対して、Y提起の後訴の訴訟物：YのXに対する α についての賃借権。よって、両訴の訴訟物は別個。

2) ただ、本問では前2問と異なり、前訴がまだ係属中。そこで、「裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない」（民訴142条）が問題となる。二重起訴に該当するのは、係属中の訴えと同一の事件がさらに起訴された場合。「同一の事件」かどうかは、当事者の同一性、審判対象の同一性によって判断される。ゆえに、既に訴えが係属している場合、訴訟物が同一の訴えが重ねて提起されたときには、後訴は二重起訴の禁止に抵触する。

a. この点、前訴と後訴の訴訟物は別個だから、二重起訴の禁止にあたらないとの考え方。

b. これに対して、確かに訴訟物自体は同一ではないが、前訴において、Yは賃借権の抗弁を提出しており、それと同じ賃借権の確認請求を後訴で行っている。してみると、両訴において、賃借権の存否という主要な争点が共通しているから、審理の重複が生じる可能性は否定できず、二重起訴の禁止にあたるとの考え方。ただ、その際、Yとしては、別訴提起は禁止（不適法却下）されるが、前訴において賃借権確認請求の反訴を提起することは許される。